平成２７年（フ）第５５９号
京都府城陽市富野西垣内５番地　谷口住宅３号
債務者　福田田津子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５７５号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地５棟206号
債務者　石井　丈夫
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５７６号
京都市南区東九条南山王町51番地
債務者　河本相洋こと　河　　相洋
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
兵庫県西宮市里中町３丁目２番17―611号
債務者　柴井　利浩
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６号
広島県尾道市高須町4808番地11　コーポプロスパＡ―102
債務者　岡崎　幸洋
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第４０号
広島県尾道市山波町3105番地19
債務者　原田　良彦
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１３８号
愛媛県松山市平井町1248番地１
債務者　清家　利満
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４９号
愛媛県松山市緑町１丁目７番地２　エクシード緑町205号
債務者　山本百合子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５６号
福岡県飯塚市上三緒629番地　市営上三緒団地住宅94棟425号、前住所福岡県飯塚市上三緒58番地10
債務者　田中美佐子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１１７号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目１番18号
債務者　高田　信一
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１７号
長崎県対馬市上県町女連61番地
債務者　辻　　菊美
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第３０９号
熊本県菊池市泗水町吉富586番地８
債務者　古田　秀昭
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３８号
秋田県能代市字下瀬15番地３　ホワイトハウス13号
債務者　信太　宏之
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第６５号
茨城県牛久市南７丁目53番地29
債務者　佐藤　史峰
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
茨城県取手市井野台３丁目８番１―101号
債務者　樺澤　隆典
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
茨城県龍ケ崎市5184番地５　アリス竜ケ崎１棟202号室、前住所千葉県いすみ市大原7110番地
債務者　遠藤　遊星
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
茨城県牛久市神谷２丁目２番地15　コータス牛久201
債務者　山越　伸子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
福井県坂井市三国町緑ケ丘４―15―32、住民票上の住所福井県坂井市三国町宿１丁目５番５号
債務者　本川　栄子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係